

搬入者各位

令和2年10月1日
大阪広域環境施設組合

ごみの搬入に関する遵守事項

工場へのごみの搬入に際しては、工場敷地内において、搬入車両の接触事故やピット転落事故等を防止し、搬入者の安全を確保するため、次の遵守事項を厳守してください。

なお、大阪広域環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例第4条及び第10条第1項第2号の規定に基づき、遵守事項に従わない場合は、ごみの受入れを拒否する場合があります。

【遵守事項】

- 工場敷地内では、工場職員の指示に従うこと。
- 工場敷地内での搬入車両の運転については、案内看板・搬入動線に従い、道路標識・路面標示を遵守し、速度厳守もしくは徐行運転すること。
- 計量時に投入扉番号を指定する工場では、指定された扉でごみを投入すること。
- 工場へ搬入したごみの投入は、搬入者自身で行うこと。
- 搬入者は、落としたごみは必ずピット内に掃き入れること。
- 搬入者は、車両清掃を工場敷地内で行わないこと。
- 搬入者は、ごみの投入口には、近づかないようにすること。
- 搬入者が作業上やむを得ずごみの投入口付近（危険注意区域を明示しているゼブラゾーンや線等の内側）で作業する場合には、工場備え付けの安全帯を着用しフックを安全帯取付金具に確実に固定する等、転落防止措置を講じて行うこと。
- ピット転落事故が発生した場合には、車両を動かさず、工場職員へ直ちに連絡するか、投入扉に設置した緊急ボタンを押すこと。